

# 一般入試における「主体性等」評価に向けた評価支援システムの開発

西郡 大, 園田 泰正, 兒玉 浩明 (佐賀大学)

本稿では、一般入試における「主体性等」評価について「書類審査」に注目し、その評価の考え方と効率的な評価に向けた環境構築について報告する。まず、評価の考え方として、書類審査は選考の補助的な位置づけとし、合格ボーダー層を対象とした「段階評価」について提案した。これにより、規模の大きい受験者集団であっても、対象となる受験者数を絞ることが可能となり、適正な規模で書類審査ができるようになる。また、インターネット出願の普及に伴う選考書類の電子化によって新たな評価の在り方が期待できるようになることから、書類審査の新たな評価環境の構築に向けて民間の教育機関と共同で開発した「評価支援システム」の基本的な機能と活用イメージおよび今後の展望について示した。

## 1. はじめに

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(以下、「答申」と略記)(中央教育審議会, 2014)では、学力の3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」(以下、「主体性等」と略記)を多面的・総合的に評価することが求められた。

2017年7月13日に発表された「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」(文部科学省, 2017)では、大学入学者選抜(以下、「大学入試」)に係る一般入試、AO入試、推薦入試といった入試区分の在り方について新たなルールが示され、名称の変更や実施時期などの見直しとともに、入試区分ごとの改善の方向性が示された。こうした動きの中で、個別大学の入試改革の方向性として最も腐心するのは、一般入試において、学力の3要素をどのように多面的・総合的に評価するべきかという点であろう。

上記の予告では、「筆記試験に加え、『主体性を持つて多様な人々と協働して学ぶ態度』をより積極的に評価するため、調査書や志願者本人が記載する資料等の積極的な活用を促す。各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記することとする」ことを一般入試の改善点として挙げている。本稿では、調査書や志願者本人の記載する資料等を対象とした「書類審査」を、大勢の受験者数が想定される一般入試における多面的・総合的な評価の有効な手段としてとらえ、その評価の考え方と効率的な評価に向けた環境構築について提案する。

## 2. 評価の考え方

### 2.1 一般入試における主体性等評価の課題

主体性等に関わる資質や適性等を評価する場合、一定の時間をかけ、受験者に関する多くの材料をもとに丁寧に判定することが必要であり、短時間で評価するのは難しい。例えば、面接試験や集団討論のような人が人を評価する場合、「公正な評価」を行うためには、評価の信頼性や妥当性を高めるための技術的な検討が欠かせない。面接試験において信頼性や妥当性を高めるためには「構造化面接」(例えば、今城, 2005)という手法が知られているが、評価手続きを構造化しすぎると、面接者によって個別に工夫される展開や評価の視点を一定の枠組みに押し込めてしまうことになり、面接試験に期待する評価が出来なくなる可能性もある。こうした課題を考慮しながら試験を実施しなければならないため、選考期間に余裕があり、受験者数も限定されるAO入試や推薦入試などを中心に、面接試験が実施されてきた背景がある。国立大学協会が、「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」(2015)の工程表において、「推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の拡大(入学定員の30%を目標)」としたのも、一般入試において一斉に多面的・総合的な評価を実施することが現実的に難しいことを示している。

一般入試での主体性等評価の実施が難しい理由は、主に以下の2点であろう。まず、評価期間が十分に確保できないという点である。「大学入学者選抜実施要項」では、各大学で実施する一般入試の実施時期は2月1日以降と定められ、国公立大学においては、国立大学協会、公立大学協会が定める実施要領に沿った日程での一般入試が行われる。また、私立大学においても入試戦略の観点などから多様な試験日程が設定され、2月から3月にかけて過密なスケジュールとなる。

もう 1 点は、受験者数である。大学や学部規模によって様々であるが、規模の大きいところでは、数百～数千人の規模となる。この規模の受験者を対象に、個別学力検査に加え、面接試験や集団討論などを行うことは現実的には難しい。仮に、学力検査による一次選抜によって対象者を限定するにしても、過密な試験日程により実施が難しいのが現実である。

こうした評価期間および受験者数の課題を考慮すれば、書類審査を中心とした主体性等評価が最も現実的な評価手法の 1 つであると言えるだろう<sup>1)</sup>。もちろん、書類審査は受験者本人と対峙して、直接的な情報を引き出すような丁寧な評価を行うことはできないため、精度の高い選考を期待できるわけではない。しかし、学力検査以外の付加的な情報を少なくとも得ることはできる。それでは、どのように一般入試において書類審査を位置づけ、選考を行うことができるかについて次節で考えてみたい。

## 2.2 合格ボーダー層を対象とした評価

まず、一般入試において書類審査をどのように位置づけるべきかであるが、先述したように、書類審査は、面接試験や集団討論のように受験者本人と対峙して直接的な情報を得られるわけではないため、評価の精度としては高いとはいえない。また、一般入試では多数の受験者数となるため、限られた期間で受験者全員の書類を丁寧に評価することは困難である。そのため、選考の主軸としての扱いというよりも、補助的な位置づけとなるのが妥当であろう。こうした点を踏まえ、一般入試における書類審査の考え方として、合格ボーダー層の受験者を対象とした評価を提案したい。

一般的に教科型の学力検査では、合格のボーダーライン付近の点数差に受験者が集まることが多い。競争倍率が高ければ高いほど、合格ボーダーライン付近の得点分布は密になる。一般的な学力検査では、得点順に 1 点刻み（場合によっては小数点刻み）で合格判定を行うことになるが、この点数差に能力的な明確な順序性があるわけではない。そうであれば、ボーダーライン付近の受験者層に対して学力検査以外の要素（例えば、高校時代の活動や実績など）を評価する方式をとれば、受験者にとっては、高校時代に頑張った活動や実績を活かせるチャンスになるとともに、大学にとっては、より望ましい人材の獲得に繋がる。

## 2.3 「段階選考」の考え方

評価対象となる受験者の抽出については、書類審査を課すことで合格が入れ替わる可能性のある層の抽

出が適当だと考える。例えば、センター試験 [700 点満点]、個別試験 [500 点満点]、書類審査 [100 点満点] という配点の場合、まず、センター試験と個別試験の 1200 点満点で判定処理を行い、合格ラインを暫定的に決める。次に、この得点分布において、書類審査の採点を加点することによって、合格が入れ替わる可能性がある受験者のみを抽出するという考え方である。したがって、センター試験と個別試験の合計得点に、書類審査の採点結果を加点しても最終的な合格に影響しない受験者層は、書類審査の対象から外すことになる。

具体的な手続きとしては、「段階選考」の枠組みが適切であると考えられる。先の例でいえば、まず 1 次選考として、センター試験と個別試験の合計得点で合格ラインを上回る受験者と、合格ラインは下回るが、書類審査の得点次第では合格可能性がある受験者までを「1 次選考合格者」とする。2 次選考では、書類審査の得点が何点であっても、「合格」という結果が変わらない層を「2 次選考免除対象者」として扱い、それ以外の受験者が書類審査の対象となる。そして、「センター試験」「個別試験」「書類審査」の合計点の高い者から「2 次選考合格者」とする。これにより、「2 次選考免除対象者」と「2 次選考合格者」が最終合格者となる。

もちろん、書類審査の配点や当該入試の競争倍率などによって、評価対象となる受験者数は変化するが、これらの手続きを踏むことで、規模の大きい受験者集団であっても、ある程度、対象となる受験者数を絞ることが可能となり、適切な規模で書類審査ができるものとする。佐賀大学では、平成 31 年度入試より、理工学部と農学部の一般入試において、受験者の高校時代の活動・実績を軸にした主体性等に関わる側面を評価する「特色加点制度」という書類審査（申請は任意）を導入し、上記の考え方に基づいて実施する。

ところで、合格ボーダー層の受験者を抽出して実施する書類審査は、結果的に主体性等の評価を全員に実施することにはならない。しかし、仮に高校時代の活動や実績等が書類審査として評価される可能性があるのならば、多くの受験者は、合格可能性を少しでも高めようと、様々な活動や学習に対して意識的に取り組むよう動機づけられるはずである。高大接続改革の本質が、「学力の 3 要素の多面的・総合的評価」そのものではなく、大学入試における評価の在り方を梃子とした高等学校教育の在り方の転換であるとするならば、上記で示した評価の在り方は改革の主旨にも合致したものになるのではないだろうか。

### 3. 書類審査の電子化がもたらすメリット

上記のような制度によって評価対象者を限定したとしても、その評価を効率的かつ効果的に実施する環境構築は不可欠である。筆者らが期待しているのは、書類審査の電子化である。近年のインターネット出願の普及は、出願に関する種々の情報の電子化を可能にし、特に、書類審査において大きなメリットとなる。

従来、提出された申請書類は、複数の書類から構成されている場合が多く、種類によっては、受験者1人につき相当な枚数になることもある。これらの資料を間違いなく確実に整理して採点しなければならない。また、複数の評価者で評価する場合、その人数分だけ出願書類を複写する必要があるとしたら、さらに事務的な複雑さとコストが増すだろう。以下に、書類審査の電子化のメリットとして5点を挙げる。なお、一般入試に限定しない様々な募集区分におけるメリットを想定している。

1点目は、受験者が入力した情報を採点者に迅速に割り振ることが可能となり、各書類への受験番号の印字や関連資料の整理といった事前の事務作業が不要となる。これにより、評価期間の短縮が図られる。

2点目は、採点者の評価作業負担の軽減である。具体的には、申請情報の効率的かつ効果的な画面表示、採点結果や入力済みのコメント等の抽出、並び替えなど、システム制御により採点作業が格段に効率化される。また、各採点者の評価作業をマネジメントする評価責任者の立場においては、各採点者の採点状況をリアルタイムで把握しやすくなり、評価作業全体の効率化に寄与する。

3点目は、受験者がアピールできる素材の広がりである。従来の書類審査であれば、紙ベースの資料を提出する必要があるため、枚数制限などにより、詳細な情報の提出は難しかった。しかし、申請情報が電子化されることにより、ドキュメントだけでなく、写真、動画、音声などのメディア、e-ポートフォリオなどに蓄積した情報などを申請する材料として活用することができる。受験者を評価する大学にとっても、従来以上の情報を得られることになり、豊富な情報をもとに丁寧な評価をしたいと考える募集単位にとっては有効な仕組みとなりうる。

4点目は、他の評価手法との連動である。例えば、面接試験において書類の内容を確認することがあるが、資料の情報量（例えば、映像や様々な成果物など）が多くなれば、受験者に問う内容も掘り下げられる。また、書類の評価時間が短縮されれば、事前に行った書類審査の採点結果を活用できるだけでなく、審査過程

で生じた疑問などを、面接試験で確認しやすくなる。

5点目は、検証作業の効率化である。採点結果が電子的に管理できるということは、評価の信頼性などの検証も系統的に処理できるということである。例えば、複数名の採点者で評価したときの信頼性を検証したい場合、一般化可能性理論（椎名・平井, 2011; 木村, 2011）などによる検証機能を装備しておくことで、自動的な検証が可能となるため、評価期間中でも信頼性に問題があると判断されれば、評価手続きそのものを見直すこともできる。また、面接試験など他の評価手法とも書類審査が連動するようになれば、それらの評価結果との相関関係なども検証可能になり、IR的な視点からみても有効な機能となりうる。

### 4. 効率的な評価に向けた評価支援システムの構築

前節で示したように、インターネット出願がもたらす選考資料の電子化は、書類審査の評価のあり方を大きく変える可能性がある。佐賀大学では、平成31年度入試から一般入試における特色加点制度（書類審査）導入に向けて、インターネット出願と連動した「評価支援システム」を民間の教育機関と共同開発している。なお、こうしたシステムは、単独の大学が独自で導入しても、受験者にとっては個別の対応が必要となり、利用面において煩雑さが増す。例えば、佐賀大学では、志願理由や活動実績に関する文章や根拠資料を電子データとして求めるのに対し、近隣の他大学では、紙媒体で書類提出を求めているとすれば、準備するものが異なるため、受験者にとって不利益な仕組みになるだろう。場合によっては志願者の減少にも繋がる。これらの点を考慮し、本システムは、佐賀大学独自の評価手続きに限定されない汎用的な評価手続きを基本とし、他大学でも利用できる評価機能を目指している。そのため、「九州地区国立大学アドミッション研究会」<sup>2)</sup>での意見交換等を通し、各大学からの意見を参考にしながら開発を進めてきた。本システムにより飛躍的に評価精度が上がるわけではないが、従来の紙ベースで実施してきた評価作業を電子的に処理できるという点だけでも、迅速かつ効率的な評価環境の構築となる。まずは、平成31年度入試から本システムを導入することを決めた大学が利用する基本的な機能を実装し、段階的に機能強化を図っていく予定である。

#### 4.1 評価支援システムの基本的な機能

##### 1) 受験者に申請させる項目の設定

受験者の記入項目を設定する機能である。例えば、AO入試では、志願理由書と活動実績報告書、一般入

試では活動実績報告書のみといったように、募集区分ごとで受験者に記入を求める情報は様々である。こうした受験者に求める申請情報の多様性を考慮し、テキスト入力であれば任意の項目を設定できるようにしている。また、当該情報に加えて、「アドミッションポリシーとの関連性」などを具体的に記述させたい場合などは、追加項目として設定することも可能である。

## 2) 評価観点・評価水準(基準)の設定

どのような観点、水準に基づいて審査を行うかを設定するルーブリック機能である。例えば、「主体性」という観点を作成し、4段階で評価する場合、各段階の水準の達成度合いや状態について、各募集区分が求めるものに応じた設定が行える。なお、観点の数、水準の数は、任意に設定することができる(図1)。



図1. 評価観点・評価水準設定画面のイメージ

## 3) 得点化ルールの設定

現段階では、2種類の得点化ルールが設定できる。1つ目は、複数の採点者で採点する場合、各採点者の得点を「合算判定」するものである。例えば、A、B、Cという3名の採点者がそれぞれ10点満点で8点、6点、9点という評価をした場合、これらの得点を合算して、23点と合計点を出したり、7.7点と平均点を算出したりするものである。

2つ目は、複数の採点者の採点結果の組み合わせによって基礎得点に重み付けする「パターン判定」である。例えば、基礎点を20点、評価観点を「総合的評価」とし、4段階の水準で3名の採点者が評価する場合のパターン判定を考えてみたい。このとき、3名の採点者全員が「4」と評価した場合の重み付けを5.0と設定しておけば、この受験者の得点は基礎点20

[点]×重み5[点]で100点となる。同様に、各採点者の評価が、「3」「2」「2」となった場合の重み付けを2.0とすれば40点である。このように各採点者の得点の組み合わせに重み付けをすることで点数化する。

なお、3名の採点結果が「4」「4」「1」と極端な割れ方をした場合、「協議」というフラグをたて、評価責任者のもとで、「1」と評価した理由などを協議できることがパターン判定の特徴である。なお、基礎点、各パターンへの重み付けは任意に設定できるものの、観点数、水準数、採点者数が増えるとパターンが複雑になるため、観点は1つ、評価水準は4つ以内、採点者数は3名までと制限を設けている。

## 4) 採点者の割り当て

複数の評価観点がある場合、それぞれの評価観点を担当する採点者を割り当てることができる。例えば、観点Aは、採点者1～3の教員、観点Bは、採点者4～7の教員というように、教員ごとに担当する観点对応付けて設定することができる。これにより、採点者は自分が担当する観点だけを意識して評価すればよく、他の観点を意識する必要はない。また、評価観点だけでなく、受験者数が多い場合には、受験者をグループに分けて、各グループに採点者を割り当てることも可能である。このように採点者を適切に割り当てることで効率的な評価作業を実現できる。

## 5) 評価結果の出力

本システムは、受験者が申請した書類を審査することを支援するためのツールであり、書類審査以外の評価結果を用いて合否判定を行う機能は有していない。したがって、各受験者の申請書類に対する採点結果を出力し、従来の合否判定処理システム等に取り込んで判定処理を行う必要がある。

## 6) セキュリティの確保

本システムで扱うデータは、高いセキュリティによって守られる必要がある。そのために、不正侵入・不正使用対策、情報漏洩・持ち出し対策、破壊・改竄対策など、インフラ・基盤環境は金融系システムに一般的に用いられるセキュリティ・レベルで管理される。また、情報へのアクセスについても、受験者は自身のデータのみ、大学担当者は自大学のデータのみしかアクセスできない。またシステムを所有する事業者においては、受験者の申請データおよび大学の評価関連データへのアクセスについて、外部のシステム管理会社に監査ログを取得してもらい、それを利用大学に開示していくことで不法なアクセスが無いことを示す。

## 4.2 ユーザーインターフェースの工夫

評価支援システムに関わるユーザーは、大学が求める情報を入力する「受験者」、受験者が申請した情報を採点する「採点者」(採点を担当する学部等の教員など)、各採点者が採点した結果を統括する「評価責任者」(各部局の入試委員長など)、そして、試験全体の運営に責任を持つ「試験責任者」(入試課など)が想定される。

### 1) 「受験者」の視点

入力方法として、パソコン、タブレット、スマートフォンなどからの入力を想定しており、修正なども容易となることから、手書きに比べて資料作成の時間は短くなるものとする。特に、一般入試での出願は、センター試験(大学入学共通テスト)終了後の自己採点の結果をもって出願先を決定する受験者も多いため、短時間でも作成できるようにしておく必要がある。

入力情報を制御できるというメリットは、入力漏れを防ぐだけでなく、定型的な情報は、プルダウンメニューやチェックボックスなどを利用することで、入力間違いを防いだり、試験運用上のデータの整理などを容易にする。また、文字数制限を設けている記述欄については、自動的に文字数をカウントして表示できる機能を備えることで、入力作業をサポートする。さらに、活動実績などの根拠資料や成果物を様々な形式で提出できるように、一般的なファイル形式によるドキュメントをアップロードすることや、e-ポートフォリオのショーケース及び動画のアップロード先のURLを所定のスペースに貼り付けることもできるようにしている(ただし、アップロードについては容量制限があったり、外部リンク先についてはシステム所有事業者が認定したホワイトリストのみ認めるなどの条件をつけていたりしている)。

なお、受験者自身だけでなく、他者(高校教員や保護者など)の確認や助言を得やすいように、入力情報を帳票印刷して確認できる。

### 2) 「採点者」の視点

採点者は、自分が担当する観点に基づき、担当する受験者を評価することになる。各採点者は、大学が指定したパソコン(あるいはタブレット)を使用し、セキュリティが確保されたネットワーク環境において評価作業を行う。基本的なインターフェースは、受験者が申請した情報を画面上で確認しながら、同じ画面上に表示されるルーブリックに基づいて採点できる。例えば、活動実績の概要を確認しながら、添付された根拠資料や参考資料を同時に閲覧できるため、常に評価観点や水準を意識しながら採点を行うことができる。

パターン判定の場合には、ラジオボタンで表示され

ている得点にチェックをすれば、そのままデータが登録される(修正や保留は可能)。なお、採点欄の横にはコメントボックスを設け、極端な評価する場合の理由や申請内容の疑義などについて評価責任者と共有できるようにしている。

紙での書類審査の場合、各書類を順番に目を通しながら評価するため、個票の評価となる。しかし、本システムでは、各個票の任意項目だけを抽出して一覧で評価できる(一覧評価機能)。例えば、400字の志望理由を評価する場合、全受験者の志望理由を一覧で表示し、それぞれの内容を比較しながら、また、俯瞰的に評価するイメージである。もちろん、当該項目以外の情報も参考にしなければならない場合もあるので、一覧表から個票を確認できるようにしている。

申請の内容によっては評価を保留し、全体的な傾向を踏まえてから改めて評価したいと考える場合がある。したがって、その場で評価が難しい内容については、「保留」にして後から保留した情報だけを抽出できる。また、任意の評価結果の受験者(5段階評価で「2」と評価した受験者)だけを抽出して、相互の評価結果と申請内容を比較しながら、自分が評価した結果が一貫しているかを振り返ることができるため、一貫性をもった評価に近づけることができる。このように、情報の抽出や検索機能を利用した評価は、電子化の強みといえるだろう。

### 3) 「評価責任者」の視点

各採点者が評価した結果を総括するために、採点状況の確認が必要である。評価責任者は、各採点者が漏れなく評価を行っているか、複数の採点者で評価した場合の集計値(合計点や平均点)を一覧で確認できる。また、任意の集計値をクリックすれば、採点者ごとの評価結果やコメントを確認することが可能である。採点結果の修正が必要な場合には、修正できる権限も付与しており、修正履歴の保存とともに適切な点数への修正ができる。得点化ルールで「パターン判定」を採用している場合には、協議対象のみを抽出し、採点者を集めて即座に協議を行うことも可能である。上記のような評価結果の確認によって問題がないと判断されれば、「承認」ボタンにより評価の確定が行える。

### 4) 「試験責任者」の視点

4.1節で示した機能は、募集区分ごとに設定しなければならないため、試験責任者は、これらの設定を効率的に行えるインターフェースになっている。例えば、すでに設定した情報を他の募集区分で利用したい場合は、設定情報のコピー・編集などの作業が可能である。

## 5. まとめ

本稿ではまず、一般入試での主体性等評価の課題を踏まえて、合格ボーダー層評価とそれを行うための段階評価の考え方について提案した。一般入試においてすべての受験者を対象に評価することが困難である以上、最も現実的で妥当な方法であると考え。ただし、受験者にどのように受け入れられるかは未知である。この仕組みが受け入れられるためには、募集要項等での手続きの示し方だけでなく、試験結果の情報開示の在り方も合わせて検討が必要である。

次に、一般入試において主体性等評価を書類審査で行うための環境構築として「評価支援システム」の開発について述べた。インターネット出願の普及に伴い、書類審査の在り方が大きく変化すると考えられるため、新たな評価の環境をどのように構築していくかは重要な論点である。書類審査の電子化により効率的な評価環境の整備が進み、また、これらのシステムを効果的に評価者が使いこなせるようになれば、合格ボーダー層評価のように対象者を限定しなくても、主体性等評価の対象者を徐々に拡大できるかもしれない。

一方で考慮すべき課題として2点挙げたい。1点目は、申請内容の真正性確保の問題である。受験者が申請した内容は、電子情報として評価支援システムに入ってくるため、本人が書いたものであるかどうかという判断は困難である。また、申請する内容の真偽についても容易には判断できない。ただし、この問題は、紙での書類審査でも同じ構造であり、電子化されることによって新たに生じる課題とは言えない。むしろ、電子的なレポートや論文に対する剽窃や盗作のチェックを行えるツールが現在でもあることを踏まえれば、これからの技術発展によって、真正性のチェック機能を強化できる可能性があると考えている。

2点目は、コストの面である。こうした仕組みを各大学が単独で構築すると大きな開発費用が生じるだけでなく、開発後の運用・保守に関わるコストも継続的に必要となる。そうなれば、従来通りの書類による評価の方が費用対効果がよい。しかしながら、インターネット出願の普及に伴い選考資料が電子化されることで得られるメリットは先述した通りである。可能な限り、多くの大学で様々な活用の形を検討し、大学と受験者にとって、より効果的な仕組みを構築することの意義は大きい。これらの点を考慮すると、各大学が利用できる共通のプラットフォームを作り、多くの大学が利用することで運用コストを下げられるような仕組みとなることが望ましい。また、各大学の様々な評価のノウハウや要望などをシステムに反映することがで

ければ、評価の質の向上にもつながるだろう。こうした環境構築も高大接続改革の一部といえるのではないだろうか。筆者らが開発を進めている「評価支援システム」が、各大学が共通で利用できるプラットフォームの1つになれば幸いである。

## 注

- 1) 医学部や教育学部（教員養成課程）など専門的な職業人養成に関わる分野では、当該分野で学んだり、働いたりするために必要な適性や資質等について、受験者全員を対象に面接試験を実施することは少なくない。
- 2) 九州地区の国立大学アドミッション部門の関係者によって構成される研究会であり、高大接続改革に向けた情報共有や意見交換を行っている。

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 MK16H02051 の助成に基づく研究成果の一部である。

## 参考文献

- 中央教育審議会 (2014) 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、入学選抜者の一体改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花咲かせるために～」(答申)。
- 今城志保 (2005) 「採用面接評価の実証的研究：応募者、面接者、組織が面接評価に及ぼす影響の多水準分析」『産業・組織心理学研究』vol. 19, No. 1, 3-16.
- 木村拓也 (2011) 「一般化可能性理論による面接データ解析を行うことが可能な面接官の配置について」『大学入試研究ジャーナル』, No21, pp. 23-30.
- 国立大学協会 (2015) 「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」(工程表)。
- 文部科学省 (2017) 「平成 33 年度大学入学選抜実施要項の見直しに係る予告」。
- 椎名久美子・平井洋子 (2011) 「主観的評価による合否決定の事例集作成に向けた試み」『大学入試研究ジャーナル』, No21, pp. 15-22.